

第4章 公害苦情

公害苦情は、市民の日常生活に密着した問題であるため、市民の最も身近な行政機関である市には、いろいろな公害に関する苦情が寄せられます。

市では、苦情の申し出を受けると、現地調査や当事者からの事情聴取を行い、公害の発生源に対して法律又は条例に基づき指導を行い、苦情の解決にあたっています。

しかし、都市生活型公害は、法律や条例で規制できない事案がほとんどです。その上、当事者双方が感情的になっているケースが多く、住民と発生源双方の事情を聴いたうえで、できるだけ話し合いにより解決するように指導しています。

1. 公害苦情件数とその推移

令和6年度に寄せられた公害に関する苦情は184件で、苦情件数は近年横ばいで推移しています。苦情種別で見ても概ね変化はありませんでした。草木の越境に係る民法改正により減少傾向ではありますが、依然として空き地の草木に関しての苦情件数が多い結果となっています。

表4 公害苦情件数の推移

種類		年度										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
典型七公害	大気汚染	工場、工事等	5	2	5	4	4	3	3	1	5	4
		野焼き	27	21	14	10	22	21	22	19	23	16
	水質汚濁		24	17	13	23	13	7	7	6	10	10
	騒音		15	8	7	6	8	6	8	10	11	8
	振動		1	2	0	0	0	1	2	2	3	2
	悪臭		9	10	8	3	5	1	5	5	3	10
	土壌汚染・地盤沈下		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	廃棄物投棄		5	9	9	8	9	11	4	8	20	11
	草木の繁茂、ハチの巣等		59	49	92	69	75	101	116	138	153	123
合計			145	118	148	123	136	151	167	189	228	184

2. 公害の種類、発生源別苦情件数

公害苦情の主な発生原因について、その発生源をみると、事業所で発生数の多い「建設業」、「製造業」では、典型七公害を中心に発生し、合わせて19件となっています。発生源が「家庭生活等」では「草木の繁茂、ハチの巣等」が111件と突出して多く、次いで「野焼き」が14件となっています。

表5 公害の種類、発生源別苦情件数

(令和6年度)

種類 発生源	典型七公害						その他		合計
	大気汚染		水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物投棄	草木の繁茂、ハチの巣等	
	工事等	工場、野焼き							
農・林・漁業									0
建設業	3	1		3	2		1		10
製造業	1	1	1	3		3			9
電気・ガス・熱供給・水道業									
情報通信業								1	1
運輸業									
卸売・小売業									
金融・保険業									
不動産業								2	2
飲食店・宿泊業			2			3		2	7
医療・福祉								1	1
教育・学習支援業				1					1
サービス業									
公務			1					4	5
分類不能の産業							1	2	3
家庭生活等		14	6	1		4	9	111	145
合計	4	16	10	8	2	10	11	123	184

用途地域別では、住居地域での発生が 90 件(48.9%)と多くなっています。

表 6 用途地域別苦情発生地域

(令和 6 年度)

住居地域	近隣商業地 商業地域	商業地域	準工業地 工業地域	工業地域
90	18	10	8	1
工業専用地 地域	調整区域	その他	都市計画 区域外	合計
2	21	25	9	184

《公害苦情相談の受付から解決まで》

